

公害病認定を統一

今月中に審査会長会議

環境庁

水俣病の未認定患者問題で、熊本、鹿児島両県知事に公害病認定の再審査を命じた環境庁は、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（公害被害救済法）の運用と公害病認定の適正化をはかるため、八月中にも公害被害救済法の指定地域の公害被害者認定審査会長を集め、審査会長会議を開く。

認定の対象をせまく絞りすぎた、とみている。

同庁は七日、再審査を命ずる裁決を下すと同時に事務次官通達を出し、症状に一つでも公害病と疑わしい点があれば認定すべきであること、すでに認定棄却処分をした患者についても必要とみられるものは審査をやり直すよう求めた。このため今後、新たに認定を求める患者、再審査を求める患者が各地でかなり出るものと予想されるが、この場合、各地の審査会によって新たに公害病の認定や法の運用、解釈に差異が生じるようなことができては具合が悪いと

環境庁は、今回の問題は熊本、

鹿児島両県知事が法の趣旨と法に基づき公害病認定の要件を十分に説明しないまま公害被害者認定審査会に患者の認定を諮問したところ

環境庁は懸念している。

現在、救済法の指定地域は、水俣病の阿賀野川下流地域（新潟）と水俣湾沿岸地域（熊本、鹿児島）、イタイイタイ病の神通川下流地域（富山）それに気管支ぜん

息などの川崎、四日市、大阪、尼崎の四市だが、これら指定地域の認定審査会の間では、これまでまったく意見交換などの会議がもたれたことがない。そこで環境庁は、今回の問題を契機に、今後の法の

運用、患者の認定について統一、適正化をはかる目的で、八月中にも審査会長会議を開くことにしたもので、会議は水質汚濁系と大気汚染系疾患地域に分けて開き、趣旨の徹底と相互の意見交換を行なう。

環境庁は、この会議をキツカケに、今後は審査会の間で自主的に定期的な会合をもたせ、相互に共通問題を取り上げて審査の統一化を図っていく方針である。（時事）